

第 5 章

計画の推進体制と市の取り組み

第5章 計画の推進体制と市の取り組み

1. 計画の推進体制と評価

(1) 計画の推進体制

本計画は、市民が自らの意思で生涯を通じた健康づくりに取り組み、充実した健康生活を実現するための計画であることから、計画の推進にあたっては、市民の主体的な取り組みを促進するよう努めます。

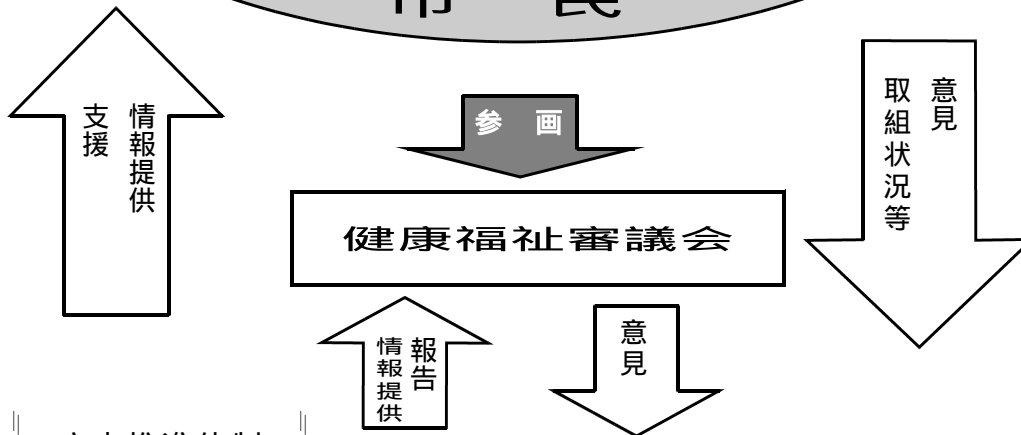
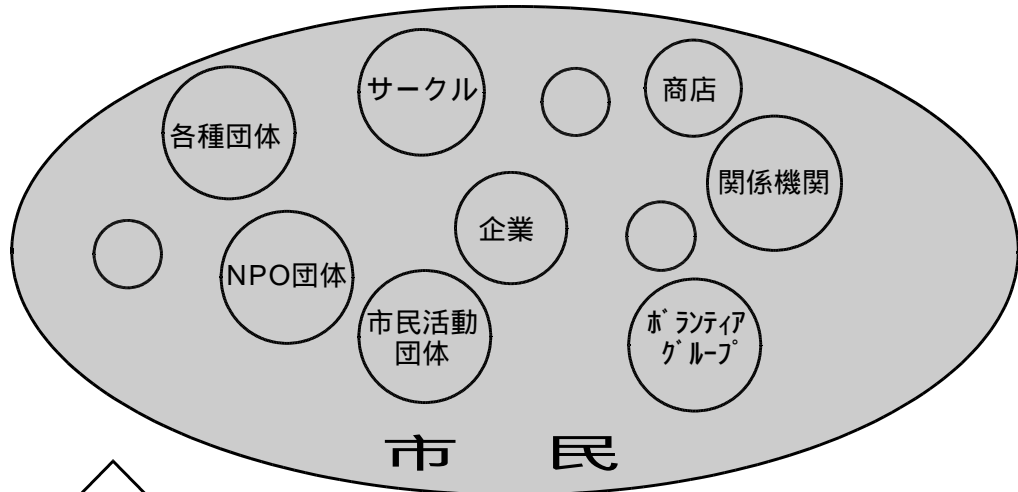
市民が手軽に気軽に健康づくりができるよう、市民の健康づくりを市全体で支えることが必要であるため、市においても、保健・医療・福祉分野だけでなく教育など各分野の担当部局が連携・協力し、全庁的な取り組みを展開します。

また、市及び公的機関をはじめ、健康づくりに関係するNPO団体や市民活動団体と連携・協力を図り、市全体で総合的・一体的に取り組むようにします。

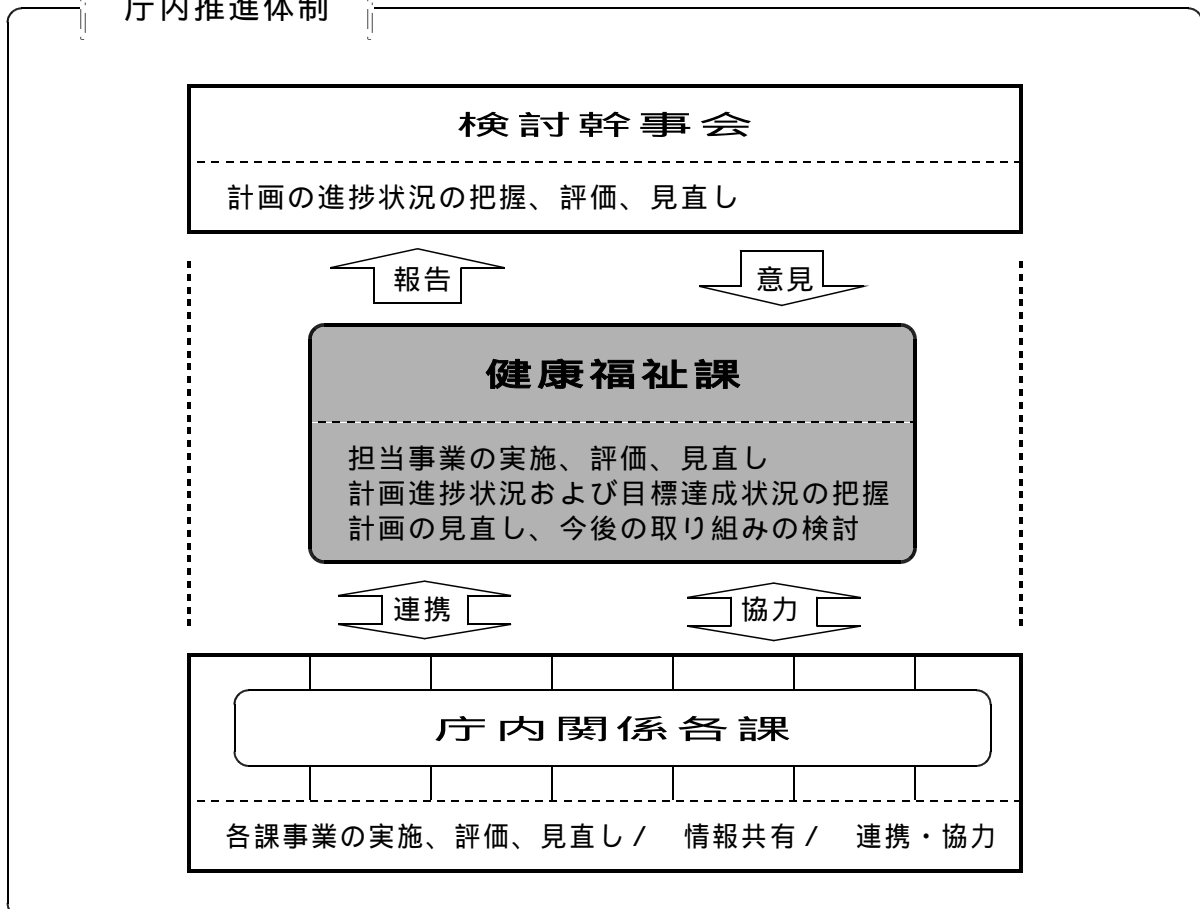
健康づくりは、疾病や障害の有無、年齢や体力の状況など、心や身体、生活等の状況に応じて取り組む必要があることから、一人ひとりの状況に応じた情報提供や支援ができるよう配慮します。

市内だけではなく、国や県、医療機関や社会福祉法人及び企業など、市外の関係機関等についても、理解と協力を得られるよう努めながら、十分な連携を図ります。

計画の策定委員会である三田市健康福祉審議会は、今後も計画の進捗状況を点検し評価するための総括機関として位置づけ、市民や関係者・関係組織の協働のもと、計画の適正な推進を図ります。



庁内推進体制

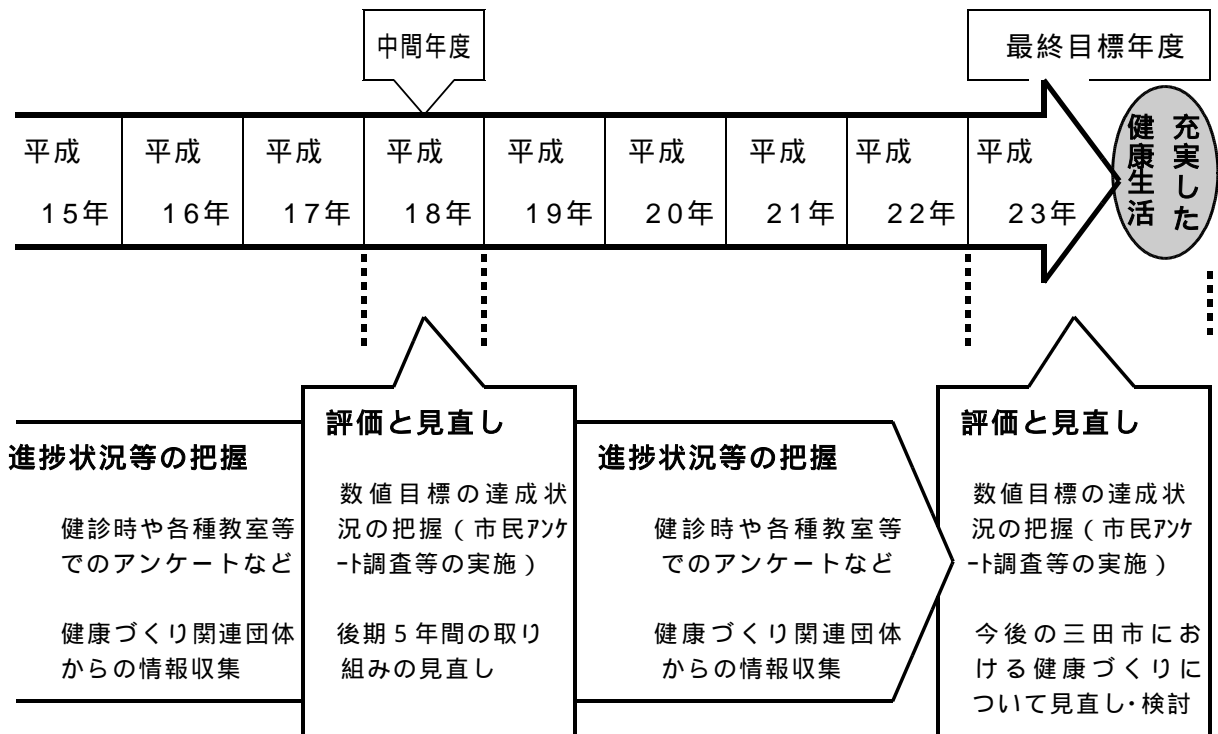


(2) 計画の評価

計画の進捗状況等については、毎年度の健診や教室等の実施時におけるアンケート調査や統計資料、地域で活動する各団体からの情報収集や、関係各課との情報共有により、随時把握します。

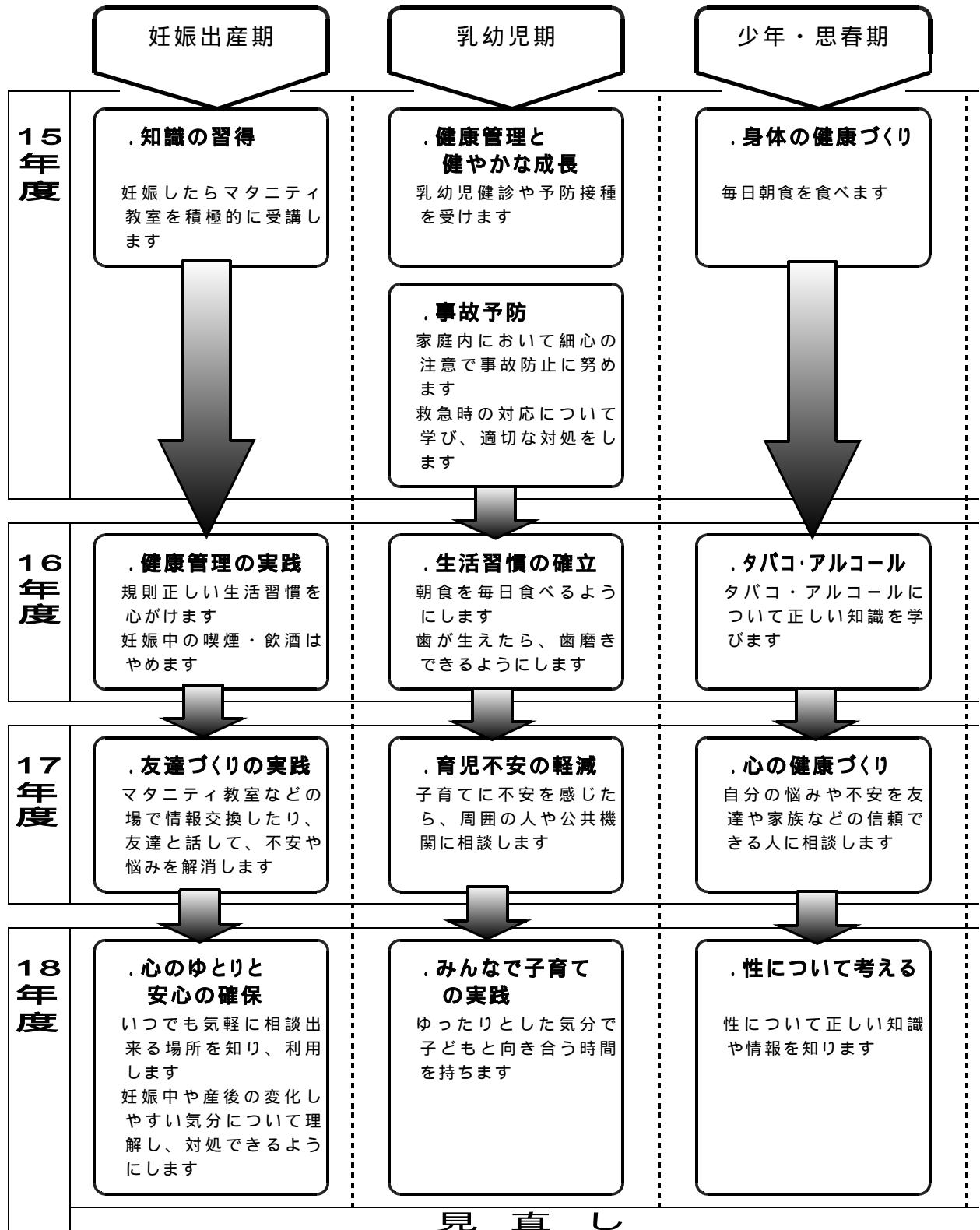
計画中間年（平成18年度）と最終年（平成23年度）には、市民アンケート調査を実施するなど、数値目標の達成状況による評価を行うとともに、健康づくりの取り組みを見直します。

市では注目指標に関するデータの収集・更新に努めるとともに、国や県、各種団体等の取り組みや統計データについても情報収集を行い、それらの情報を市民と共有しながら計画の評価、見直しをすすめます。



2. 重点的な取り組み

ライフステージ別に、各年度で特に重点的に取り組むべき目標（重点目標）を設定し、確実な計画実現を図ります。また、中間年度には、後期の重点目標を検討します。



青年期 / 壮・中年期 / 高齢期

・適正な体重

自分の適正体重を知ります
毎日体重計に乗ります

・適切な食生活

食生活に関して正しい知識
を持ちます
家族と一緒に食事をします

・運動

生活の中でこまめに身体を
動かします
自分でできる運動を見つけ
ます

平成
15
年度

・歯の健康

毎食後丁寧に歯磨
きをします
かかりつけの歯科
医をもちます

・自己の管理

自分の健康状態を
把握します
定期的に健康診断
を受けます

・たばこの軽減

たばこが健康に及
ぼす影響を知りま
す

・お酒の軽減

お酒が健康に及ぼ
す影響を知ります

平成
16
年度

・こころの健康づくり

自分なりのストレスの解消方法を見つけます
友達や家族、近所など、人とのつながりを大事にします

平成
17
年度

・健康長寿

地域のボランティア活動等に積極的に参加します
ハンディキャップがあっても積極的に外出します

平成
18
年度

見直し